平成２３年（フ）第２８３号
群馬県前橋市城東町５丁目１番15号
破産者　有限会社サンケイイースト
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
群馬県前橋市江木町928―１　Ｉ―173号、開始決定時の住民票上の住所群馬県渋川市北橘町八崎1049番地３
破産者　坂本　道夫
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
富山県砺波市野村島486番地２
破産者　有限会社川辺鉄工
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１１２６号
名古屋市西区上名古屋２丁目１番７号
破産者　有限会社Ｈａｎｚ
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０９号
名古屋市名東区藤見が丘30
破産者　有限会社ＳＫコーポレーション
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８７６号
名古屋市瑞穂区膳棚町１丁目63番地の１
破産者　エコバイオ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９３９号
大阪市北区中津３丁目10番７号
破産者　株式会社ソイルコンサルタンツ
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２０５号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目３番９号
破産者　株式会社アイプロ
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５３号
大阪府八尾市太田７丁目22番地
破産者　株式会社日研
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９１号
大阪市都島区都島北通１丁目20番11号
破産者　株式会社川戸製作所
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９３０号
大阪市此花区梅香１丁目15番20号
破産者　株式会社大方工務店
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１３号
大阪市淀川区木川東４丁目５番４号
破産者　有限会社大和測量工務所
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１号
大阪府松原市南新町５丁目８番16号
破産者　ワールド・ワン株式会社
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３５号
神戸市中央区下山手通５丁目１番１号
破産者　ベルエイシー株式会社
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９５号
神戸市垂水区星が丘２丁目３番23号
破産者　ドヰ手芸品加工株式会社
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７５号
兵庫県尼崎市立花町１丁目23番１号
破産者　株式会社インテリアタカザワ
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５５号
奈良県大和郡山市矢田町5481番地
破産者　池上建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
佐賀県佐賀市昭栄町４番48号
破産者　株式会社タカラ
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
佐賀市大財１丁目６番68号
破産者　有限会社古賀建設
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀5266番地１
破産者　有限会社古村自動車
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
沖縄県那覇市久茂地３丁目２番20号
破産者　合資会社中島商事
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２２９号
金沢市宮保町イ65番地、商業登記簿上の本店所在地金沢市堅田町甲125番地
破産者　松寺建設運輸有限会社
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所